

ため、体育施設の運営、児童生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とするものであります。

第二に、日本体育・学校健康センターは、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年としております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合の前に比べその数を減らしたしております。また法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することとしております。

第三に、日本体育・学校健康センターの業務につきましては、従来の両法人の業務を承継して、(一)その設置する体育施設及び附属施設の運営並びにこれらの施設を利用するの体育の振興のための必要な業務

(二)義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害に関する災害共済給付

(三)学校給食用物資の買入れ、売り渡しその他供給に関する業務

(四)体育、学校安全及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務

を行うこととしております。また、この法人は、以上のほか、文部大臣の認可を受けてその目的を達成するため必要な業務を行うことができることとするともに、これらの業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができることとしております。

なお、災害共済給付事業につきましては、災害共済給付契約、共済掛金、給付基準、学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲、学校の設置

者の損害賠償責任に関する免責の特約等に関し、また、学校給食用物資の供給に関する業務につきましても、売り渡し価格、供給の制限等に関し、従前と同様の規定を設けることとしてしております。

第四に、日本体育・学校健康センターの財務、会計、監督等につきましても、一般の特殊法人の例に倣い所要の規定を設けることとしてしております。

第五に、従来と同様に保育所の管理下における児童の災害につきましても災害共済給付を行うことができ規定を設けることとしてしております。その他日本体育・学校健康センターの設立、国立競技場及び日本学校健康会の解散等につきましても所要の規定を設けることとしてしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○阿部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

○船田委員長代理 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西(續)委員。

○中西(續)委員 私は、昨年この委員会におきましても何回となく討論をいたしました九州産業大学問題について、二、三の点について確かめておきたいと思っております。

この問題については、もう御存じのとおり昨年事件発生以来論議を重ねまして、前文部大臣の森さんも特別立法なりを認めなくてはならぬという事態にまで発展をした事件でありました。そして、その後、新しい理事会が発足をしまして、文部省から五点到わたる改革をすべき問題点を指摘

をしたわけでありました。この新しい理事会のもとにおきまして、約九カ月にわたるわけですけれども、指摘をした項目がどのように達成をされておるのか、この点について簡単によろしいですからお答えをいただきたいと思っております。

○國分政府委員 九州産業大学につきましては、五十八年の二月であったかと思っておりますが、文部省から法人運営、大学運営に関しまして御指摘の五項目について指導したわけでございますが、その状況につきましてはかいつまんで御報告申し上げたいと思っております。

一点目の、運営体制の刷新ということでございますが、まず理事体制の刷新につきましては、ただいまお話がございましたように、昨年八月末に理事長を含めまして全理事が辞表を出し、地元の協力支援のもとに現在の理事長以下新しい理事が就任し、この新体制のもとで自主的な改善の努力が行われていくわけでございます。具体的措置といたしましては、このほか教務側理事の増員あるいは監事の補充、評議員会の強化あるいはまた顧問の廃止等々があるわけでございます。なお、今後の問題といたしまして、学内状況を見きわめながら、事務処理体制の改善でございますとか諸規定の整備等を図っていききたい、このようにしてるところでございます。

また、二点目の、入学者選抜方法の公正化という問題でございますが、従来九産大におきましては寄附金を条件に入学者にございまして、これはあるいは理事側が合否判定に加わっていたというふうな例も見られたわけでございますので、文部省として、これらを是正しまして公正かつ妥当な方法により入試を実施するようにという指導をしておたわけでございます。これらの点につきましましては、五十八年度入試以来実質的には改善されていくわけでございますが、最近におきまして、入学者選抜実施規則の改正の手続をめぐりまして、理事側と教務側と意見の食い違いもあるという状況にあるわけでございます。

それから、三点目の、教員組織の充実でございますが、九産大におきましては商学部、教養部等におきまして大学設置基準に照らしまして専任教員が著しく不足している、こういう状況にあったわけでございます。九産大におきましては五十八、五十九、六十の三年計画でこの教員の採用計画をつくりまして、これで充足したいという計画でございましたが、今日までいろいろ努力をしておりましたけれども、これまでの実績ではまだ予定どおりというわけにはまいりませんで、予定を下回る状況になっております。

それから、四点目の、経理の適正処理ということでございますが、これにつきましては、学校法人会計基準にのっとりまして正規の手続に従って処理しております。財務関係の証拠書類等につきましても一定期間保存するというような適正処理に努めているところでございます。

なお、監事による内部監査を随時実施しますとともに、監査法人による監査も一層充実して適正を期している、こういうことでございます。

それから最後に、五点目の、内部監査機能の強化でございますが、これにつきましては、五十九年四月から常任監事制を採用いたしております。これは、非常勤の監事二名につきましても、福岡県それから福岡市当局の推薦などを受けましてこれを補充するというようなことをいたしております。

また、評議員会につきましましては逐次新旧交代を図ってきておりますが、この六月の中旬に任期切れということになりますので、先般十日でございますが、新しい評議員の交代等も図ったというところでございます。

以上、かいつまんで御報告申し上げました。

○中西(續)委員 改善を求め、改善をしたということなんですけれども、一応評価をすれば、一〇〇%で言うならどの程度行なったというふうにお感じですか。

○國分政府委員 評価ということになりますとなかなか難しい点もございますが、全体としては文部省の指導した線に沿って努力しているというところかと思っております。なお、例えば事務処

理体制の確立でございますとか、あるいはまた教員組織の充実とか、いろいろな改善を図ったことにつきまして、それがどう定着していくかという問題等は今後の問題として残っているようにかと思っております。

○中西(續)委員 今答弁がありましたけれども、私は余りにも一般的過ぎると思うわけであります。私は、文部省がこの改善五項目を示した経緯について、特別立法までしなくてはならなかったという大変重要な課題を受けて、本来なら単独校に特別立法措置などということは到底考えられないことなんでしょうが、そういう措置をとろうとしたその決意というのは、余りにも問題があり過ぎるというところをお互いに確認をした上で、大臣に指摘をする中からそうした答弁が出てきたと思うのです。この点については、大臣、御理解いただけますか。

○松永国務大臣 この九州産業大学の問題は、いわば社会問題となつて世間の耳目を随分集めたところの問題であつたわけでありますので、特に深い関心を持って、かつ強力に指導をし、指摘をして、そして再建をしなければならぬ私立学校であるというふうに認識いたしておるわけであります。

先ほど担当者から御答弁申し上げましたように、管理運営体制の問題につきましては、地元の協力を得て、新しい理事長、全員新しい理事が就任をいたしましたので、そして新しい体制のもとで運営がなされておるわけでありますが、現在のところ、言うなれば再建の途上にあるわけでございまして、個々のには必ずしも改善措置が十分でない面もないわけでありませんが、文部省としては、事柄が私学のことでありますので、まずは大学自治の精神に基づいて大学自身の手によって自主的な再建が進められることが望ましいわけでありまして、こういう前提に立つて今後とも適切な指導をいたしまして、この社会問題にまでなつた学校の再建、そしていろいろな問題点の改善については、今後とも適切な対応をしながら図つてま

いりたいというふうに考えておるわけでござい

○中西(續)委員 私はそういうことを聞いておるわけではなくて、前大臣が特別立法までしなくてはならぬという大変な社会問題を引き起こした大学問題です。ですから、この点に關して理解ができるかというところを言つたわけであります。時間があるから簡単に答えてください。

そこで、時間がありませんから絞つてお聞きしますが、例えば、一点目の運営体制の刷新等につきましては、私も、私たちのところに入つてきておる内容についてずっと見てみますと、役員報酬を一つの例に挙げます。私は、果たして運営体制が刷新されたかどうか。役員報酬は、青木理事長は月額百四十万円です。

そこで、私は大臣にお聞きしますけれども、大臣の給料は月収お幾らですか。

○松永国務大臣 法律に定めてある額であります。税金を相当引かれますので幾らになつてゐるか……(中西(續)委員「いやそれは関係なしに」と呼ぶ)法律に書いてある額であると思うので、現在直ちに言えと言つても、細かい数字は覚えておりません。

○中西(續)委員 大臣の額をはるかに超える百四十万円です。

そこで、お聞きいたしますけれども、前種井理事長は百万円だった。今度の理事長は百四十万円です。そして、このように全く国の助成金もない、財政的には大変厳しい中ですけれども、年額にすると三千万円の年収になると言われてゐます。二カ月分の冬の手当など二百八十万と言われてゐますから、これはもう大変な額です。

そこで、お聞きしますけれども、ことしの助成金を算定するに当たつて、理事長などが高所得を得ておる場合にはペナルティ的にマイナスを科して差引くことになつておりますけれども、この限度額は幾らですか。

○國分政府委員 お答え申し上げます。理事長の報酬でございますが、私も報告を受

けておるところでは、当初現在の理事長は百四十万という従来の数字をそのまま引き継いでおりますが、この四月一日に百万円にしたということでございます。

なお、御指摘の理事長報酬と私学助成との関係でございますが、理事長が二千万を超える報酬を得てゐる場合には、これは私学でございましてから得てゐる場合には、これは私学でございましてから得てゐる報酬を定めるかというのには私学自身でお決めることとさせていただきます。その分財政的にゆとりがあるであろうということ、その二千万を超える分につきましては事務職員の分から差し引く。実質的に減額になるわけでござい

すが、そういう取り扱ひをいたしております。○中西(續)委員 豊かであるということも理由にいたしまして助成金を差引くことになつてゐるわけですね。その額をはるかに超える額を受領しておつたことは事実ですね。

○國分政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、現在の理事長が就任したのが昨年の八月末でございまして、その際に、報酬をどうするかというところにつきましては、年度途中でもあり、従来の額、すなわち月額にして百万、手当四十万、合せて百四十万をそのまま引き継いだというところとさせていただきます。この四月一日にそれを改定いたしました。月額八十万円、手当二十万円、合せて百万円に引き下げたと報告を受けております。

○中西(續)委員 今説明がありました前理事長が百四十万というのはいくらですか。百万です。したがって、百万を勝手に百四十万に引き上げ、そして新月額給与もまた百四十万と決めておつたものが、新聞などで取りざたされ問題になつて今言われるようにしたかどうかはまだ不明です。さらにまた、他の理事を見まして、例えば三月時点に五十万であったものが七十万、あるいは監事でも五十万であったものが六十五万というように、全部軒並み三〇％から四〇％引き上げていくという体制になつてゐます。ですから、まずこのようにみずからの運営の体制がどうなつておるかという

ことが私は非常に気になるわけであります。ちなみに、福岡における近郊の大学の理事長の収入月額はどうなつておるか調べてみました。最も高額は六十万です。こういう状況です。しかも、交通関係、通勤関係等につきましても、他の大学は全部交通実費を払つておるのに、この大学だけは理事長専用の自動車があるというわけですね。

このようにしてまいりますと、先ほど言われましてように全体としては努力をしておるということが果たして言えるだろうか。この点に關して、何回かこちらに来ておると思ひますから、そこでどう指導していったかということについてはつきり文書でもって私に提示をしてください。もう時間がありませんから。この種問題を含めまして、五項目について日程的にどのように指導を遂げてきたのか。何月何日にそれが来てどのようにしたというところを明確にしたいと思ひます。が、よろしいでしょうか。

○國分政府委員 すべての記録にとどめてゐるわけではございませんが、私どもの承知して限りにおきまして資料を整えて御提出したいと思つております。

○中西(續)委員 特に私が要請したいと思ひますのは、一番最初に私が申し上げましたように、文部省が時限立法であらうと独自立法を提案しているという決意までした内容でありますから、この一年間どのように指導してきたかということが大変大きな問題になります。したがって、そうした内容について具体的に示していただければ私は思つております。そのことをつけ加えて要請いたしておきます。しかし、この問題については時間的に長く引き延ばしては困りますから、短期間の間にこれを提出していただきたい。それと、もう一つ、具体的に聞きます。例えば入学者選抜方法の公正化の問題につきましても、先ほど一番最後に言われましたように、選抜規定の改定の問題について問題が出ました。これはもう答弁は要りませんが、私は指摘しておきたいと思ひます。

結局、この二番目の問題は、明らかになっているように、「入学者選抜方法の公正化」入学者の選抜は、教員側が責任を持てる体制の下で、公正かつ妥当な方法により実施すること。になつております。したがって、問題は、教員側が責任の持てる体制でこの選抜規定を決定されたことに對して理事者側がこれを認めないというところから派生している。ということになつてまいりますと、当初から問題になつておつたようなことが依然としてここには基本的に解消されてないということになります。したがって、二番目は、この点については基本姿勢が全くなつていないということを示しております。

さらに、この三つ目についてお聞きいたしますけれども、教員組織の充実問題について指摘をされております。大学設置基準について大変欠けておるとのことです。これは認めております。したがって、設置基準について不足している。ところが、五十八、五十九、六十年で採用計画を立ててしたと言われておりますけれども、例えば商学部で学生が一年生七百人、四十名の教員が必要だということになります。現在人員何名ですか、わかりますか。

○國分府委員 商学部の現在人員は、六十年四月一日現在でございますが、三十名でございます。

○中西(續)委員 私が指摘する四十名、間違ひありませんか。

○國分府委員 大学設置基準上は、御指摘のとおり四十名必要でございます。

○中西(續)委員 三年間努力したと言ふけれども、今言ふように今までの二十六名にこの六十年になつて四名加えて三十という人員に達した。ということになります。まだ二五％欠けておることになるわけです。これでは教員組織の充実等についてでもやられていないのに等しい。

ところが今度は、ことしもめている、問題になつてゐるのは何かというと、教員採用の方法であります。私は当該九州産業大学の教員採用の手

続について取り寄せてみました。この中身を見ますと、教授会規程がございまして、それに基づいて、教員資格審査規程、教員選考基準がございまして、それに基づいてやられるようになっております。しかし、この手続を経ずに理事者が個人的にこれを採用しようということ提案していく。これはかつて問題になりました国士館でも全く同じような方式でやられましたね。このことは御存じですか。

○國分府委員 具体の詳細については存じておりませんが、九産大といつたしまして、教員組織の充実ということから公募あるいは私募、その他のいろいろな方法で教員の候補者の推薦を求めているというところは承知いたしております。

○中西(續)委員 その結果、今教授会なり何なりの議を経て出されたものが、結局商学部なり教養部におきまして登用されないためにどういう結果を生んでいるかというのが、九州などの新聞に大だに報道されました。教養部で二十七コマ分、商学部で四コマ分、合計しますと三十一コマが欠

課しておることが問題になりました。

私が、文部省はしっかり指導してもらわなくちゃならぬということを申し上げたいと思つたのは、文部省の皆さんが当該学校の教授なり学長に接触をしたときに発言をした中身について、きょうはもう聞いたです時間がありませんから細かくは問いたですことはできませんけれども、あ

いまいな発言なりをしてもらつては困るのです。少なくとも、大学の設置を認可するといふ場合には、設置基準というのが明確に示されておりますよね。これを必ず守るあるいは守らせるといふことが文部省の行政指導であると思つております。このことと関連して、学校の教育内容にまでタッチをしたとか介入をした、踏み込んだということにはならぬと私は思ふのです。環境整備については、少なくともこの点については文部省が明確に指導体制を確立していかなければならぬ。ところが、私たちが入ってくる情報はその点が非常にあいまいではないか。

あるいは、教員を採用するに当たつての手続上の問題等につきましても、私は明確に指導することができると思ふます。こういうものがあつてから、大学にもあるわけですから。守れというのが文部省の指導でなくてはならぬと思ひますけれども、この点が欠けておるやに聞いております。したがって、このように実態として依然として二五％に上る未補充の状況を三年間を経過して今なおつくり出しておるといふところが、先ほど私が一番最初に申し上げた皆さんの指導の姿勢がどうであるかということが大変問題だろつと思つております。私は、内容まで介入せよということをおつておるのじゃありません。少なくとも大学としてあるべき姿、条件を整備せよということについては、文部省が責任を持たなくちゃならぬ。

五項目の改善要求の中に明確に示してあります。だからこそ五項目に絞つておるわけでしょう。したがって、この点が非常に欠けておるといふことを言わなくてはなりません。これは商学部だけを今例に挙げましたけれども、ほかの部だつてそうです。欠課状況がこうして出ております。

さらに、文部省のどの方が知りませんけれども、むしろその欠課の状況は他の教員で補充をしてやれといふようなことを言つておるではありませんか。それを指導すること、そのことが結局この設置基準すらも到達できない原因をつくり出す大きな要因になつておるといふこと。ですから、むしろ文部省が手をかしておるといふような格好に間接的にはなるわけでありまして。したがって、この点はぜひ態度なり改めていただかなくちゃならぬと思ひますが、今後は毅然たる態度をもつてこれに当たるといふことの決意を言つてくださ

い。

○國分府委員 教員の採用の問題でございまして、私どもは、五十八年二月に指導五項目の中の一つとして、教員組織の充実といふことを指導して以来、今日まで理事者側あるいは教員サイドの方が見えになる都度、この教員組織の充実については強く指導しているところでございます。

この点については今後ともそういう気持ちで指導してまいりたいと思ひます。

ただ、あるいは先生に誤解、と言つては失礼でございますが、生じたとすれば、ただいま御指摘のように、現実に専任教員が足りないために欠課の状態が続いているわけでございます。この理由はいろいろあるかと思ひますが、教員の採用の手続をめぐりまして、具体的に申し上げますと、教授会で適格でない判断された者が、いわゆる拡大教授会という形で今度は適格であると判断されたのが上がつてきて、それが手続上違つてはいないかということから採用にならなかつた、こういうような学内事情もあるようでございます。学内事情は学内事情として、現実に欠課が生じているというところになりますと、学生の教育に支障が生じますので、一方で専任教員の充実ということに努めながら、当面、学生に不自由が生じないように、授業に支障が生じないようにということもあわせて考えてほしいということを申し上げた次第でございます。

○中西(續)委員 誤解も受けるわけでありまして。今のようない方をすると、これはいつまでも片づかないわけですよ。三年間に片づけなければならぬわけでしょう。

それでは、今言ふような理由を申し述べて帰つた理事者側の方々がなぜ二五％も補充されてないのか、この点についてあなた方はその人たちに何と言つたのですか。三年間でなおかつこうして残つてゐるのですよ。問題はそこなんです。文部省の姿勢がそういう姿勢だから、いつまでも解決しない。

ですから、今度は私が言ひましよう。青木理事長が公式に発言したものを申し述べます。行政指導は達成をしたと言つております。これはどのテレビで放映されたか今わかりませんけれども、テレビで放映されたときに出ています。行政指導は達成をした、残るは教員問題のみ、こう言つています。それから、一、二年は補助金なしで経営をやつていく、その後教員問題に取り組む、こうい

うように言っています。

お聞きしますけれども、教学問題だけが残っていますか。ほかのものは解決いたしましたか。

○國分府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、まず何と云っても教員組織の充実ということが最大でございますが、それ以外に、事務処理体制の整備、あるいは内部におけるいろいろな相互牽制、チェック機能、会計処理をめぐります。そういうものについて、機構は整いました。それが定着しているかどうか等々、なお今後改善すべき点はあるというふうに考えております。

○中西(續)委員 このようにして、私が一番恐れておるのは、九産大問題の根っこはどこにあるかというところを見た場合に、前々理事長の鶴岡体制が事務局体制の中では全く変わっていかないというところでありまして、部長制度をなくしました。当時の鶴岡体制にいた人たちは全部部長に座っておった。これをなくして、次長制度に切りかえて残っております。私が当然解職されるであろうと思っております。元総務部長の平松氏あたりについては、部長待遇で依然として残って院政をしておるといふ状態です。ですから、先ほど部長が言われましたように事務局体制が依然として変わっておらない、こういうところに問題があるし、さらに、そういう人々が今度は言われました評議員に次々になっておる。あるいは国士館の場合には、理事に選任をされた人は教授会なり何なりである程度論議され、皆さんから承認をされた人になっていきました。ところが、ここでは全くいつも鶴岡体制側について教学側を混乱をさせておる人たちがみんな理事になっていったわけですね。これは鶴岡体制を打破できたということにはなりません。ここが一番の問題です。

それにあわせて、新しい理事長はどうでしょう。言動を聞いておられますと、学校の民主的な運営ということを知らないんじゃないかと私は思っています。それはなぜかといいますと、警察官僚であったゆえに、学校法人組織なり大学の自治というものを認めていない。依然として鶴岡体制のときと全く同じ、教学側に対する圧力のかけ方が同じです。これが今なお一番問題になっておる点だと思えます。体制が変わっていない。先ほど私が申し上げました入学選抜の規定をめぐっての問題のときにも、もし理事者側の言うことを聞かなければ処分をするというところを学長を初め通告をしておるのです。全くこうした問題について教学が確立をされなければならぬやつを、それを全部抑え込んで理事者側が一方的に実施をしていくこの体制というのは、以前の体制と全く変わっていないかと言いたいと思えます。ですから、この点を指摘しておきたいと思えます。ですから、このような中身について、あなたたちは立ち入ることができるわけですから、やらなくてはならぬと思えます。

そこで、最後に、こうした問題があるために、問題発生以来ずっと問題を提起をし、正常化を願ってきておりました後援会組織がございまして、その後援会の幹部に対して暴力行為が出ています。一つは、一月十四日、十七日、二回にわたって外園会長の新築をしておる住宅を破壊をしました。そして同じく十八日の朝早く、やはり同じくこの後援会の幹部をやつておる原という方のお店を破壊をしました。その直後十九日、非常に早くですが、この原という人から後方から自動車でもってぶつめたわけですね。交通事故を起こさせた。追突でやりました。そして話をしておるうちに殴りかかる。警官に通報してこの人は事故のために入院をさせられました。ところが、この六月一日になって原という人の自宅にイズミのイコウガミ、マキタという人から電話があったそうです。これは正式に名のつて、電話ですから名前前はというところを聞いたところが、九産大に入りをするな、こうした要求があつています。夫人が出まして、子供がいるから出入りするの当たり前前だということを言つたようでありまして。あなたたちはだれから依頼されたのですかと云つたところが、私は他の人から依頼されて電話をしておる

ということを言つたそうです。そして、警察でもどこでも言えというところを言っていますね。もともと鶴岡体制のときには暴力的な支配が非常に強かつたところですね。ところが、このようにして新しい理事長になり、しかもそれは警察管区本部長出身です。監事の堀さんは警察上がりです。みんな警察上がりの人がそこに居るのに、このような暴力事件が絶えません。正常化を願う、今の体制に対して変更を求める人たちに對して、こういう暴力行為が次々と起こつてきています。この点からいいますと、昨年国士館で暴力事件はついに殺人行為にまで発展をしました。そのことは今から四年前に私は指摘をいたしました。中村という名前まで出して、必ず自後問題が派生するぞというところを予告をいたしましたところが、殺人行為にまでなつて出てきました問題であります。ところが、この大学も、このようにして一生懸命自分の子を持つておる親御さんたちが後援会を組織をして発言をする、こうした行為が次々に起こつてくるわけですね。そして、この方たちは被害者屈を出しておるようでありまして、先ほど言うように、警察官僚が上に座つてしまつて、この問題の進展はないと思ひます。こういう事態は、今私学の中で問題になっておるところでは、教学部を無視する、このような暴力事件が絶えず起こつておる、このことを私たちは気づかなくてはなりません。私はここに一番の問題があると思ひます。

さらにまた、後援会長は決議文を青木理事長のところに持つていった。ところが、青木理事長は一部の声だと言つてこれを拒否をいたしました。青木理事長がどこかに——これは私は言いません。電話を頼んで、その人から今度はその会長に對して圧力を加えるのかのとき事態が出てきています。ということになつてまいりました。今言いますこの暴力事件と何らかのつながりがないとは言いません。これは大変なことだと思ひます。そこで、最後に、警察庁おいでですから、今までの事態、前回鶴岡理事長体制のときのこと

知つておると思いますから、たくさんの方々が出されました。こういうところでありまして、これを聞いて、被害者屈を出しておるのですけれども、今後何かそれに対する見解はありますか。

○藤原説明員 お答え申し上げます。

お尋ねの、九産大の後援会をめぐります暴力事件でございますが、地元警察としては現在のところ届け出を受けたところからいふ状況は聞いておりませんが、前回も御答弁申し上げましたように、警察としては、そのような不法事案につきましてはこれを看過しないという厳しい態度で臨んできたところでございます。そういうことでありますので、今後とも刑事責任を追及し得る犯罪容疑があれば、厳正に対処していく所存でございます。

○中西(續)委員 厳正にやつてくだされば、前回

はうんと見逃していただきます。最後に、大臣は本俸百十九万だそうですよ。ところがそれよりはるかに多い報酬を平気で取つておるといふ経営者の実態です。私は、今申し上げましたように、大変な状況にまた再びなつてきていますから、こういう暴力事案が出てき始めましたから、この点について私が要請をいたしましたように特別立法だつてやらなければならぬということだつて出てくるかも知れません。したがって、この点は十分勘案をしてこれから指導していただきたいと思います。

最後に、要請を一つしておきますが、日本メディック財団・北九州病院グループというのがありまして、基準看護料不正事件などが出まして、数十億に上ると言われています。この際に、医師派遣の工作費が各大学に渡された。「大学工作費は年間三億円」という見出しをつけた新聞もありました。この点について大学は奨学金寄付金として受け取つたなどと言つておりますけれども、関係の大学全資料を提出してください。この点を要請しますが、よろしいですか。——おらなければ、大臣に私は要請をします。

○松永國務大臣 先生の要望の趣旨は、国立大学

における奨学寄付金の経理に関する資料だというふうに理解をいたしますが、そしてそれが医学部関係の奨学寄付金の事項だと思えますけれども、どれだけ正確な資料が整うかわかりませんが、関係部局をして必要な資料を整えるように指示をしたいというふうに考えます。

○中西(續)委員 お願いをしておきますけれども、奨学寄付金として受け取ったということに大学側は答弁をしておるわけですね。しかし、それ以外があるということで、今警察の手が入ろうとしておるわけですね。ですから、渡った金は文部省に報告する義務があるでしょう。渡った金は、大学側に正規の領収書を発行してやるべきなのですよ。ですから、その分あわせて、渡った金が全部どうなったかという資料の提出を求めるわけでありませう。

○松永国務大臣 大学側で奨学寄付金として領収をした分については、文部省の方で資料ができると思えますけれども、それ以外の分、これはこちらさんの方の調査の結果をまたないと、私どもの方では掌握できないわけでありまして、先ほど言ったように、大学側で、特に医学部関係で奨学寄付金として受領されたものにつきましては、資料を整備するように指示をしたい、こういうふうにあります。

○中西(續)委員 以上で終わります。

○船田委員長代理 佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 私は、今注目を集めて審議をしております臨教審の中身の問題、とりわけ六年制中等学校設置に関する問題を中心といたしまして、そしてまた、今日教育の荒廃の原因となっております偏差値教育の問題について、幾つかの自身を指摘しながらお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、臨時教育審議会が四月二十四日に発行いたしました「審議経過の概要(その2)」これでありませう。この中で次のように実は掲載をされているわけでありませう。「公表された一審議経過の概要(その2)」に対する国民の意見を参考としながら、総会において、第一次答申に盛り込む

べき事項及び内容を検討し、その中から合意が得られたものについて五・六月を目途に第一次答申として取りまとめることが合意された。」と五ページに掲載をされておるわけでありませう。たくさん国民からの意見が出されたのかどうかはわかりませうけれども、国民の意見を参考にするというその吸い上げ方、手段、方法についてお尋ねをいたします。どのようにこれが出されて活用されたのか、お答えをいただきたいと思います。

〔船田委員長代理退席、白川委員長代理着席〕

○齋藤(諦)政府委員 臨教審では去る四月二十四日に「審議経過の概要(その2)」として取りまとめた公表したところは先生の御指摘のとおりでありますけれども、現在までのところ、教育関係団体等を初めとして、団体としては十五団体から意見が寄せられております。これらの意見、要望は、教育の現状とかあるいは教育改革の方向とか、そのほか六年制中等学校等も含めて万般にわたっているところでございます。

なお、そのほか、東京と大阪におきまして公聴会を開きまして、その際には、各部会長またはそれを代理する人から「審議経過の概要(その2)」について説明をいたしました。それについて意見発表者の意見を聞くとともに、フロアからも時間の許す限り意見を聞いた、こういう状況でございます。

現在のところ、そういうこととして、そういう意見を参考にしながら第一次の答申に向かって作業が進められている、そういう過程でございます。

○佐藤(徳)委員 日本教育新聞五月二十七日付であります。これを讀みますと、「第一次答申のタキ台として臨教審が発表した「審議経過の概要」に対する各校長会からの意見、要望が相次いで出されている。」と報道されております。その中身を讀みましたら、大変現場感覚の上に立って批判をしながら、幾つかの内容が示されているわけでありませう。これらの各校長会からの意見、要望

の概要と、特徴的なものはどういう内容であったのか明らかにしたいと思います。

○齋藤(諦)政府委員 意見や要望等の内容は、教育の現状認識あるいは教育改革の方向、教育改革の手段、方法等の項目についてのものから、学歴社会の問題でありますとか、生涯学習社会の建設、六年制中等学校、単位制高校、大学入試の共通テストなど、いろいろ具体的問題に関するものまでわたっておるわけでございます。

その特徴としては、例えば教育の現状認識につきましては、教育荒廃の原因は画一化が原因である、そういうように書いておられるけれども、それだけ原因ではない。例えば、全国連合小学校長会とかあるいは全日本中学校長会がそういうことで言っております。なお、日本私立中等高等学校連合会とか日本教職員組合等からは、現状認識が十分など、こういうような指摘がなされております。教育改革の手段、方法等に関しましては、いわゆる自由化に対して反対の不安を表明するものが多くなっております。全国連合小学校長会とか

中学校長会、こういうところがそういう問題を指摘しているところがございます。それから、学歴社会の問題に関しましては、学歴社会を是正するということが必要ではないか、その姿勢が薄いのではないか、こういう指摘があったりいたします。六年制中等学校に関しましては、基本的には賛成だけれども、慎重な検討を条件としたい、それが全国高等学校長協会等の意見でございます。

なお、受験競争の低年齢化のおそれ等を理由に反対しているものもありませんが、これは日本私立中等高等学校連合会でありませうとあるいは日本教職員組合等でございます。単位制高校等については比較的賛成が多いのでありますけれども、共通テストにつきましては若干反対の者も入っております。大体そういうような状況になっております。

○佐藤(徳)委員 先般の本委員会では佐藤委員が、朝日新聞に掲載をされました世論調査の中身について触れられました。私も興味深く丹念にそれを読みながら分析を自分なりに加えてみたわけ

であります。結果の全文を讀みました私の感じとしては、まさに教育に対する国民の目はあるいはそのとらえ方は極めて鋭い、こういう感じでありませう。

時間も限定されておりますので全体の問題について触れるわけにはまいりませんが、例えば、今の小中学校の教育に満足しているかという問いに対して、不満が実に五五%に達しているわけでありませう。あるいはまた、小中学校ではどんな点に力を入れてほしいかと思うかということに対しては、しつけや思いやりの心を育てるというのが五六%、伸び伸びと育てるというのが三七%でありませう。合わせて九三%が実はこの二つに要約をされているわけでありませう。それだけに、今日しつけや思いやりの心がない教育、あるいは伸び伸びと育てていくような状況でない教育が横行していると判断せざるを得ません。

さらにまた、今の学校教育であなたが問題だと思ふものは何かということに対しては、社会的にも政治的にも問題になっておりますけれども、いじめあるいは校内暴力が三六%、先生の質が三二%、道徳教育が十分であるというのが三二%、偏差値による進路指導というのが二五%にまでなっているわけでありませう。また、臨教審の個性主義の問題について何か見たり聞いたりしたことがあるかということに対しては、ないと答えたのが七〇%であります。あとと答えたのがわずかに二四%にすぎません。そして、公立の小中学校は親や子供が行きたい学校を選べるようにした方がよいのか、それとも今までどおり同じ地域の子供は同じ学校に通った方がよいと思うかという問いに対して、今までどおりでよろしいと答えたのが六九%、約七〇%弱になっておるわけでありませう。もっとたくさんあるわけでありませうが、幾つかの事例を出しただけにすぎませんけれども、いかに臨教審が今日まで議論してきている個性主義の問題であるとか自由化の問題であるとかというものを国民が冷ややかな目で受けとめているかという実証ではないかと私は思っているわけであ

ります。

さらに、今の公立の中学や高校とは別に新しく
中学と高校をあわせた六年制の公立学校をつくる
方がよいと思うかという問いに対して、つくる方
がよいと答えたのはわずかに三％でございま
す。つくる必要はないというのが半数を超しまし
て五二％に達しております。学歴社会の問題に
ついては、差はまだ大きい七九％、あるいは差が
なくなつたと臨教審等では議論がされているよう
であります。そのとおりだと受けとめている人
がわずかに一三％しかないという今日の状況で
あります。そして、臨教審のやり方についてどう
思うかという質問に対しては、審議内容をもち
公開すべきだというのが四〇％、改革に不安を感
じるというのが一六％、審議が性急過ぎるという
のが七％、考え方が今の時に合っているというの
がわずかに五％、短期間によくやっていると
三％であります。まあ新聞だからと私は簡単に
これを受け流すわけにはいかないと思つてい
るわけでありま。

それで、お尋ねいたしたいのは、臨教審の中
で、これらの調査にあられた傾向や動向とい
うものをどのようにとらえて議論されたのでし
ょうか。

○齋藤(論)政府委員 新聞のアンケートでありま
すとか、あるいはそのほかの団体のアンケート等
もございしますが、そういう万般の資料を事務局と
いたしまして絶えず委員会、部会、あるいはプロ
ジェクトチーム、所要のところに提出するよう
にしております。それから、各団体の意見であり
ますとか、それから、各政党との会長または会
代理等による懇談がなされたわけでございますけ
れども、その際に出された御意見等につきま
して、逐一報告はなされ、それを参考にしながら検
討がなされているという状況でございます。

○佐藤(徳)委員 私が挙げた事例だけでも結構で
ありますから、お聞きになりました大臣のこの問
題に対する感想なり見解をお伺いいたします。

○松永国務大臣 世論調査というのは設問によつ

てパーセンテージがいろいろ変わってくるもので
すから、どう読むかという問題はあるんですが、中
でも、現在の小学校、中学校の教育について満足
をしていないという人が五〇％前後ですからあると
いう点には私は非常な注目をしておるわけでありま
す。やはり現在の学校教育について国民の多く
は改善措置を求めているというふうに私は認識を
いたしました。また、臨教審の「審議経過の概要
(その二)」につきましても、まだまだ国民の中に
は正確には読んでいらつしやらない方もあるのか
な、したがって、「審議経過の概要」等を通じて
国民の皆さん方に教育改革の問題についてさらに
PRする必要もあるかなというふうな感想を持
たわけでござい。

○佐藤(徳)委員 まともとしたしまして、大阪大
学の先生をやられております麻生蔵さんという方
が論評を次のように実を述べておられるわけであ
ります。「権力が不変の場合、教育制度の大変革が
現された歴史はいまだかつてなく、また今日のよ
うな財政逼迫の下では、大変革のための思い切つ
た投資がなされるはずがないというふうに国民の
側が先読みをしているのかも知れない。」と言つて
いるわけでありま。そして、「国民は今日の教
育に不満を抱き、教育の人間化を強く求めている
。」と締めくくつておられるわけでありま。まさに
私はこの指摘が当たつておられるというふうに考
えざるを得ません。臨教審の審議内容は、果たして教
育現場やあるいは教師、児童生徒が求めているも
のの何か、非常にかげ離れた議論をしているの
ではないかと考えられるわけでありま。

「白川委員長代理退席、船田委員長代理
着席」

あるいはまた、たびたびこの委員会の中でも論議
がなされたけれども、教育の自由化や個性主義
の問題、六年制中等学校、大学の共通一次試験の
問題にいたしましても、国民意識と余りにもずれ
があり、そして空回りしているのじゃないかとい
う印象を国民の多くの人たちが持っているのだろ
う、私はこのようにあの新聞を読みながら理解を

したところであります。

さて、今日高等学校への進学率は、御承知のよ
うに年々高まっております。しかし、臨教審構想の
六年制中等学校設置の問題についての論議は、合
宿をされたときの激論と第一次答申をするため内
容を投票で決めたと言われる二回しか討議をされ
ていないと新聞も報道しているわけでありま。
六年制中等学校問題に対して臨教審自体が一体何
回ぐらい討議をされたのか、その事実を明らか
にしたいと思つたかと思つたか。

○齋藤(論)政府委員 第三部会でこの問題を審議
をする際に、どのようなものが学校関連で重要で
あるか、そういうことを十分審議をした上で六年
制一貫教育に関するプロジェクトチームが行われ
まして、このプロジェクトチームが四回開かれて
おります。そこでのいろいろな議論のいわゆるた
き台といふものを土台にした上から、これは必ず
しも六年制中等学校だけを第三部会が絶えずや
っているわけではありせんので、正確に数えるこ
とは非常に難しいのでありますけれども、私の記
憶では四、五回にわたる第三部会で六年制中等学
校の問題を議論をした上でそれを「審議経過の概
要(その二)」に提出され、総会の議論を経てから
今日に至るまで、第一次答申にいろいろな意見を
入れながらどのように考えていくか目下議論がな
されておられるという状況でございます。

○佐藤(徳)委員 わずか四回ないし五回ぐらいの
論議でこの六年制中等学校問題を答申をするとな
れば、私は非常に心配が重なるのではないかと考
えておられるわけでありま。新聞発表ですからその
真意はわかりませんけれども、六年制中等学校問
題について文部省もこれに受け皿をつくるような
検討を始めたときと報道されているわけでありま
すが、この臨教審構想の六年制中等学校につしま
して、文部省の受けとめ方とそれらの対応につい
て一体どのように考えていらつしやるのか、文部
大臣の所見をお伺いいたします。

○松永国務大臣 六年制中等学校の構想というの
は、実は中央教育審議会が昭和四十六年に出した

答申にも提案のなされておる問題なのでございま
す。すなわち「中等教育が中学校と高等学校とに
分割されていることに伴う問題を解決するため、
これらを一貫した学校として教育を行ない、幅広
い資質と関心をもつ生徒の多様なコース別、能力
別の教育を、教育指導によって円滑かつ効果的に
行なうこと。」こういったことが新しい学校体系の
開発という項の中で実は提起されておる問題でも
あったわけでありま。これは実は、御承知のと
おり、中学生あるいは高校生といふのは十二歳か
ら十八歳になりましようか、この六年間の、人間
の発達段階で極めて変化の多い、そしてまた最も
大きく成長する時期なのでございまして、この時
期に十五歳のときに試験があるという問題もある
わけでありまして、そういうところから、三・三
と区切つてあるのを一貫した学校体系、その道を
開いてはどうかというふうな提案だといふふう
に私は理解をいたしております。この中等学校のあ
り方につきましても、既に私立の方では、これは
厳密な意味の六年制ではありせんけれども、中
間の試験を省略する形で中学校と高等学校とい
うのが現に行われておるわけでありまして、それ
はそれなりに教育効果を上げておる面も実はある
といふふうには私は認識しております。今度臨教審
が「審議経過の概要(その二)」で提起してござ
いますことは、そうした事例にかんがみ、後期中等教
育の関係で多様な学校コースを開ける道を開いて
はどうかという提案だといふふうには私も受けと
めておるわけでありま。しかし、その具体的
な事柄につきましても現在臨教審で最終的な詰め
に入つておられる段階にありま。正式の答申が
なされたならば直ちにこれに対する対応を考えて
いかなければならぬといふふうには思つてい
るわけでございます。

○佐藤(徳)委員 今大臣のお答えの中でも示され
ましたけれども、確かに中高一貫教育を私立学校
でやっている学校が幾つかあります。いろいろな文
部省自体も関心を持って受けとめておるだろうと
思いますが、これらの中高一貫教育を行っている

私立学校の成果あるいは欠陥はどういうふうな把握をされておりますか。

○高石政府委員 それぞれの私学は、建学の精神がありますので、入ってくる子供の態様がまた多様であるわけでございます。したがって、画一的な評価はいしは長短を申し上げることは非常に困難でございますが、一般的な長所と言われているのは、中高を通じてそこに受験という機会がない、したがって伸び伸びと教育ができるというのが一つと、それから、中学校、高等学校の教育内容につきまして系列的、体系的に教えることができるというふうな点、ないしは六カ年間の在学という点で、学校側の先生の掌握、これが十分行いやすいというふうな点、一つの長所であるというふうな言われていると思ひます。短所は、そのまた逆で、受験がないから伸び伸び余り勉強しなくていいというふうな傾向があるというふうな短所が一方にありますし、六カ年間という長い期間で何となく節目節目がないから伸び伸び育ち過ぎるというふうなことが短所と言われていると思ひます。

○佐藤(徳)委員 文部省の見解として受けとめておきます。

ごらんになっていられると思ひますが、今朝日新聞に「教育改革 六年制中等学校って何？」という連載記事が掲載されています。きょうで八回出されているわけですが、私は非常に興味深くこの記事を読んでいるわけですが、特に兵庫県の灘中学校と高等学校、あるいは鹿児島県の私立ラ・サール校、これは東大の合格率が非常に高いと言われている評判の学校のようにあります。この責任者が次のように言っているのがあります。「素質がそろってないと、六年間の一貫教育はムチャクチャになります」。あるいは「本気で中高一貫をやるには、ある程度粒のそろった生徒を集めることと同時に、カリキュラムを自分の出来る資質、能力、情熱という三拍子そろった教師を探さなければならぬ。こうした条件を抜

きにして、公立で六年制の学校を作ろうたて、そう簡単にやれるもんじゃなし」と、灘校の勝山という校長先生が実は談話を発表しているのです。臨教審の六年制中等学校というのは、建前はどうか、結局はエリート進学校になつてしまふのではないかと、いろいろ見方が強いというふうな新聞でも論評しているわけでありまして、今日四回ないし五回討議されたというその六年制中等学校の概要というのはどういふものなのか、ひとつ明らかにしたいと思ひます。

○齋藤(晴)政府委員 まず回数ですが、プロジェクトチームで五回行いました。そのほかに部会で四回ないし五回行っております。それからなお、先生から先ほどお話がありましたように、集中審議でも相当の時間をかけてこの問題がなされたいと思ひます。

中身につきましては、六年制中等学校の特徴は、先ほど文部省の方の考え方もございましたけれども、効率的、一貫的な教育を行うことができる、あるいは個々の生徒の個性、適性に応じて弾力的にカリキュラムを編成、運用する、あるいは適切な進路指導を目指して研究開発を進めることができる、あるいは才能開発に資する教育を推進することができ、こういう特色をうたっているわけでございます。そのほか教科外活動の充実とかいうこともうたつておられるわけでございますけれども、反面、高等学校への節目が喪失して中だるみが生じるとか、あるいはこれは長所であり欠点になるわけでありまして、六学年という点で、こういう年齢の発達段階でこの年齢差というもので教育指導上あるいは生徒指導上の困難が生じるおそれがある、あるいはいろいろ外部でも言われておりますけれども、進路選択の決定の時期が早まるおそれがある、こういうことを指摘しているわけでございます。こういう留意点も考慮しながらこの制度というものは取り入れるか取り入れないか十分検討しなければならぬという態度で、こういう道も開きたい、そういう方向を示

しているわけでございます。

中身としては、先生御案内かと思ひますが、芸術とか体育とか外国語などという専門的な教育を一貫的に行う、そういうところに特色が出るのではないかと、あるいは各種の専門のコースを複合した教育がなし得るのではないかと。先日の朝日新聞の欄にも、そういう複合コースがあつて転科ができたためにまた非常に能力を伸ばすことができたというふうな報告もあつたりいたしますけれども、同じようなことではないかと思ひますが、専門のコースを複合した教育ということを考えております。あるいは普通教育と専門教育を統合した教育ということもあり得るのではないかと、そういうことを言っております。それから、理数科などの教育、自然科学なり数学に興味を持ち、そういう学習に相應の能力を高める上で意義があるのではないかと。そのほかに、六年制中等学校の設置の趣旨にふさわしい教育を行う学校ということであるので入つておられるわけでございます。

なお、特に第五のコースとか理数科とか、世の中であつておりますような進学競争の対象にもなる可能性があるわけでございます。そういう意味では、十分入学者の選抜等に当たつては注意しなければならぬ。そういう留意すべき点にも配慮しながら、しかし、設置者においてもいろいろ選択が可能であるならば、体育とか普通と専門とか理数科とか、こういうもののについて、六年制の中等教育機関というものが一つの考え方として道を開くという考え方を示しているところでございます。

○佐藤(徳)委員 時間がありませんから、この問題について深くこれ以上携わることができませんが、私の県の福島市の中学校の実態を調べてまいりました。そういたしますと、ことしの三月に卒業をした生徒数が三千七百八十七名であります。進学を希望した者が三千七百二十一名、したがって就職を希望した者がわづか六十六名なんです。これを割り出してみますと、九八・二六％が進学希望である。ほとんど入つてい

ね、いろいろな私立を含めまして。就職がわずか一・七％。しかも、この六十六名の生徒たちが卒業して就職したとしてもほとんどが夜間高校に通うというのが実態であります。先ほど高石局長が、中高一貫教育を私立学校で行っている長所として幾つか挙げられました。しかしこれは、単に私の県の子供たちだけではなくて、全国の子供達も、中学校から高等学校へ入学するときに受験がなかったら解放された気持ちになるだろうな、みんながそう思っていると思ひます。だから、ここに、先ほどの長所でありました伸び伸びとした教育ができるとか、体系的、系列的な教育ができるとかという事例を挙げられましたが、今日子供たちがなぜ一体こういう苦しみを受けなければならぬのか。私は、これはまさに政治の責任であり、大人の責任だと考えざるを得ません。そして、三千七百二十一名の生徒たちが受験をしたわけでありまして、この中には自分が行きたい学校にも行けない生徒が何人かいたはずであります。臨教審の「審議経過の概要」の中でさえも次のように触れております。「同一年齢層の九四％の者が高等学校へ進学していること等に伴い、高等学校の在籍者は、進学目的、学習意欲、学力などの点において極めて多様に分布し、また、この中には本来の志望とは異なった不本意進学者も含まれている」と指摘されているわけでありまして、不本意な進学とは一体何か。これは生徒たちを偏差値によって輪切りにしていることがそのような結果を生んでいるのではないでしようか。例えば岐阜市の例があります。この岐阜市では、県下の公立高校入試の出願変更最終日に、岐阜市のPTA連合会が志願者調整のため情報として、中学校で待機している親と生徒に高校別の出願状況を伝えているという実態があります。岐阜地区にある二十五の高校と二十六の中学校にそれぞれ二人ずつ張りつき、残りは岐阜市にありますが中央公民館に設けた志願者調整センターで連絡に当たり、高校、センター、中学のルートで午前九時半から午後四時まで十一回出願情報を流して調

さようなわけで、現在の我が国の初等中等教育、六・三・三というふうに定型化されておるわけでありますけれども、それ以外の学校体系も

恐らく臨教審の公聴会が一番最初開かれたのは福岡であります。そしてその次が私の県の福島であります。そのときに、福島女子高校の生徒が、わずかな時間でありましたけれども意見を述べ

ただ、問題としては、今先生御指摘のように、中学校から高等学校へ自動的に行けるということ、ある意味では六年制中学校みたいな話になってくるわけでありまして、そういう部類の学

やうせなを叫ばれよ。そして、二度とかかる悲劇の起きないよう、本質を明らかにして改革の一助とするために、私は二人の靈に哀悼の意を込めてここに質問をいたします。

岐阜県において、本年に入り三月二十三日、五月九日と連続して体調に起因した事故が起きました。両件については同僚の山下議員が既に詳細に質問をされましたが、その後どのような調査と対応を文部省はせられたか、また、岐阜県教委より

は本件についての報告はどのようにあり、それに対する文部省の見解等を簡単にポイントのみ御説明をいただきたいと思います。

○高石政府委員 岐阜の教育委員会を通じまして、二つの事件についての報告をいただいたわけでございます。

今お話のありましたように、まず一つは、中津商業高等学校の事件でございますが、これにつきましては、山内教諭の指導のもとに陸上部の部員であった竹内さんが、非常に熱心な指導をこの先生は行っていたようでございまして、去年の秋ごろからいろいろな指導が行われまして、そして自殺をされた前日は、具体的な体罰行為というのではなくして、長時間にわたりまして今後の指導を与えるというようにことが行われ、そしてその翌朝亡くなるというような状況でございます。

これを受けて、県の教育委員会は直ちに、この体制による不幸な事件が二度と起きないようにということで、教育長の通達を四月十八日付で、市町村教育委員会、教育事務所、県立高校、市町村立小中学校等に対して通知を発生しまして、指導の徹底を図ったわけでございます。

ところが、その直後、五月九日に岐陽高校において、また不幸な御指摘のような事件が発生をしたわけでございます。これも既に新聞等で報じられておりますように、三人の先生から注意を受けていたわけでございますが、そのうちに雨森教諭は高橋君の頭を殴り腹をけり上げる等の行為を行いまして、ついに死に至らしめるというような大変残念な不幸な事件が再度発生したのでございませう。

したがいまして、そういう事件の内容についての報告をいただくとともに、県の教育委員会のこれについての的確な対応ということで、県の教育委員会に対して、対応の状況報告、その後どういうふうな対応をしたかを求めてまいったわけでございしますが、県の教育委員会は小中高の校長会並びに教頭会等を招集して、この指導の徹底を図るという行為を行うとともに、一方においては、小中

高等学校の校長会で、この体罰問題についての二度と発生しないような特別委員会を設けまして、そしてこの調査研究に乗り出す、そして近くは臨時の校長会を招集して、再度その指導の徹底を図る、こういうような対応をとっているわけでございます。

以上、簡単でございますが、現時点までに報告を受けている内容の概況でございます。

○渡辺(勲)委員 今答弁いただきましたが、中津商の件につきましては、前にも山下議員からも追及がありまして、それで私は、特に岐陽高校の高橋利尚君の件に集中して質問いたしたいと思ひます。

今文部省の御説明によりますと、いろいろ不審な点を感じたのです。要約いたしますと、三人の先生等によって注意をし、その結果雨森教諭が云々と、こう説明されたわけですが、私ども文部省側にいた文書によりますと、「藤木教諭と雨森教諭は、午前七時すぎ両教諭の部屋に高橋君と他にアイバー等の持参が発見されたA君、B君の三名と手紙E区さまで注意を手へた。」

論は、三名の頭を平手て打たいて注意したあと、中座をして、「藤木教諭が部屋にもとると、雨森教諭は、高橋君の頭を殴り肩あたりを蹴り上げ、布団に倒れた高橋君が起き上がろうとしたところを、布団に横腹あたりを蹴り上げるなどの暴行を働いたのを更に横腹あたりを蹴り上げるなどの暴行を働いた

た。この間、藤木教諭は呆然として、これを見ていた。こういうことでございますが、ここで問題のは、なぜ雨森教諭が突然高橋君に暴行を加えたかというところでございます。藤木教諭はどうして茫然とこれを見ていたのか、なぜとめなかつたのか。

○高石政府委員 県の教育委員会に対して事件の報告は随時敏速にやってほしいということで、その都度その状況の報告を受けるわけでございまして、したがいまして、その間の調査の進行状況です。完全でないものが文部省に上がつてくる場合があります。その県の教育委員会の報告をもとにして国会に対して報告するという場合もあるわけでございまして。

一番最後に、一応事件の概況としてまとめ上げられた内容といしましては、ではもう少し詳細に申し上げますと、「藤本教諭は、三名の頭を平手であたいて注意したあと、出発のための点呼時間がかまつたので、集合場所の大杉教諭に状況報告を伝えに退室した。(十分間くらい) 大杉教諭から、ただちに生徒を集合させるよう指示された藤本教諭が部屋にもどると、雨森教諭は、高橋君の

頭を殴り肩あたりを蹴り上げ、布団に倒れた高橋君が起き上がろうとしたところを更に横腹あたりを蹴り上げるなどの暴行を働いた。この間、藤木教諭は呆然として、これを見ていたようである。高橋君が倒れて、グッタリしてしまったのを見て、藤木教諭はあわてて大杉教諭に知らせ、大杉教諭らが高橋君の体のマッサージや人工呼吸をするとともに、救急車の手配をたのんだ。「こういうような状況の報告を受けているわけでございます。

したがって、本人がまだ勾留中でございまして、本人の具体的な内容について県教育委員会も調査することができないという状況でございまして、今のところ、そういう概況のところの説明を受けての報告ということになるかと思っています。

○渡辺(嘉)委員　時間が貴重ですから、恐縮ですが、重複は避けていただきたいと思います。私が聞いたのはそういう羅列じゃないのです。こんなことはもうさっき聞いたのです。そのときに、兩森教諭がそういう暴行をやっておるのに藤木同僚教諭はなぜとめないのか、すぐとめればそういう死亡事故は起きなかったんだ、これを私は聞いて

おるのです。

そこで、時間がありませんからすぐ次へ行きますので、この点は後で一一緒に答弁をいただきますが、私の調査いたしましたところによると、こころの生徒の言葉は私は全部記録してみたのです。この生徒は藤木教諭と呼ばれて先生の部屋に入った、朝食後で七時半ごろです。この子が部屋に入ったとき、もう高橋君は殿られた後らしく部屋の隅でぐったりと正座をしていた。藤木教諭はその隣に座れと指示した。そして、座るが早いのか藤木教諭はこの生徒の頭を五、六発げんこつでばんばんと殴った。だから、それが耳に入ってしまったってぼろんとしてしまった。後でそのお父さんが修学旅行から帰ってきたその生徒の耳の後ろを調べたらこんなことができていたということです。

た。二人ははつとしてこれで帰してもらえと思つた。本人たちは怖くて上を向いておれなかつた。だから二人の話はよくわからなかつたけれども。そうしたら、突然今度は雨森教諭がその生徒の前を通つて高橋君に近づき足げりをした。何回足げりしたかよくわからない。その場で高橋君は壁にぶつかつてはたたり倒れた。高橋君はそれでも起き上がった。正座し直そうとした。その正座し直そうとする高橋君に今度は体ごと足げりでぶつかつていった。高橋君はぎゃあんと叫んでうつ伏せになり数秒か数十秒か泣いてた。そして、ばったりと泣きやんで動かなくなつた。

非常に紋切り型で、それで果たしてこういう体罰によつて死に至らした教育の責任者として真剣にこれをとらえておるのか、こう疑わざるを得ないです。

ここに写真がありますから、これをちょっと文部大臣に見せてください。この写真に詰め襟をきちつと着て写つておるのが、前の日に写した高橋君の姿です。今私が答弁を聞きまして非常に不愉快に思つたのは、県教委が既に私どもに渡した十日も前の報告書と今の文部省の報告とは大分違ふんです。県教委の報告はもっと詳細になつてきておるんです。文部省にそれがないはずはない。なにとするならばどちらかの手技なり。あれだけ十分対応しますと山下議員に答弁しておきながら、いまだにそんな程度の報告を受けていらつしやる。とすれば、私は職務怠慢だと思つたのです。なぜかという、今文部大臣にお見せしたその高橋君の写真、これをもらひたいだいて、本当にいい青年、若い少年だと思ふんです。これが棺おけに入られてお父さん、お母さんのところへ来たときには、右手で殴つたんですから左のはお、耳の後ろ、頭、紫色でイチジクのようになつておつたというんです。前にはここにも内出血の斑点が方々にあつた、歯は一本折れてた、そして腕の包帯があつたのでおかしと思つて腕の包帯を取つてみたら、左腕の内側が内出血をし、手が後ろにねじ曲がついてた、余りのひどさに校長を呼んでこれを見てくれと言つたら、校長は最初来なかつたそうですが、呼びに行つたら来て、余りにひどいと校長も絶句したというんです。

○高石政府委員 その事細かなやりとり、いきさつ、こういう問題については、当事者である本人が勾留中でございますし、本人の供述、調べ、そういうことを的確にし、また周囲の状況も全部詳細に調べた上で、最終的な県の教育委員会の報告というものができ上がつてくると思ひます。したがひまして、県の教育委員会としては今の段階で非常に概括的な事件の流れを報告しているということでございますが、それがこう言つた、こうしたといういわば刑事事件の真実を明らかにするやうな事件の内容をこの段階で報告はできないというふうな県の教育委員会は思つていてと思ひますし、その流れだけを報告してきていてと思つております。

○高石政府委員 答弁漏れがある。

○高石政府委員 常識でございませうれば瞭然として見えているということは普通あり得ないと思ひます。それがどういふ心境であつたか、これまた本人の心理状況を聞かなければわかりませんので、そこまでの内容は掌握しておりません。

○渡辺(嘉)委員 今の答弁を聞いておりますと、非常に紋切り型で、それで果たしてこういう体罰によつて死に至らした教育の責任者として真剣にこれをとらえておるのか、こう疑わざるを得ないです。

○渡辺(嘉)委員 高橋君の死ということは雨森教諭、これだけが突出して起きた事故かどうかという事です。

ここに、同じ岐陽高校の多くのクラスメートの方から私は話を聞いた。昨年、ある違反をした生徒は、ある先生に呼ばれた。そして、平手で七、八回ばんばんたたかれた。そして生徒指導室へ呼ばれた。そこでまた新しい先生から竹のむちで七回以上肩と首をたたかれた。そうして、ちやうど違反して呼ばれたのが四、五人いたらしいもので、四、五人に対して五、六人の先生がかかるがわる入つてきて、竹のむちとこぶしでたたいて輪番をやつた。ある生徒は、先生に声をかけられたが無視したと言われて、生徒指導室に呼ばれて正座をさせられて殴られた。これは一年生のとき、昨年です。十回ぐらい平手で殴られた。頭がぼおつとしてしまつた。雨の日にかければ要らないと思つて持つてこなかつた。そうしたら、先生が傘を持ってきた者は自首せよと言つた。だから、私は傘を持ってきましてと言つたら、竹のむちで頭を二回、背中を一回思い切りたたかれて、背中に傷がつきました。これは昨年の秋のことです。遅刻をした生徒に対しては、出入口を狭めてしまつた。一人しか通れぬようにしておいて、そして入つてくる生徒を一人一人先生が門のところで竹のむちで背中、首をたたいた。雨森先生はことし四月から岐陽高校に担任として来られた。英語の担当だった。四月からだからよくわからないが、手を出さない、殴らないのでいい先生だと思つてた。ある生徒が窓から外を見ていたら、門のところまで先生がある生徒を殴つてた。かばんの中に入つていた本を校庭にばらまいた。生徒は泣く泣くその本を拾つてた。そして、その殴られた跡を教室に来てから首と肩が痛いと言つてた。今申し上げた件はことしの四月。同じくことしの二月の出来事としては、雨が降つてた。教室から外を見てた。そうしたら先生がある生徒を、相変わらずさかばと傘の問題ですが、調べた。そして、その生徒を竹刀で肩を大変な勢いでたたいてた。びっくりした。自転車を押して倒そうとしてた。またその上にたたいた。ここにそのたたかれた生徒の診断書があります。「診療証明書」この生徒は高橋利尚君なんです。「傷病名 左肩部、腰部捻挫」「昭和六十年二月十九日より三月五日まで六回治療す」「こう書いてあるのです。この先生に聞くと、一カ月はかかるんだけれども、この子は六回来ただけで、三月五日からは来なかつた、こう言うのです。

○高石政府委員 事実を明らかにすることは必要であると思ひます。ただ、現在本人が勾留されてゐる、しかも刑事事件として取り扱われてゐるというところから、そういう関係の事実関係の究明というのが急がれてゐると思ひます。したがひまして、県の教育委員会としてそういう事件の全容、概容、そういうものを完全に調査できる状況になれば、その内容の調査を当然していただくつもりでございます。したがひまして、それを受けて、我々としては、今後こういうやうな事件が二度と発生しないように対応していかなければならないと思つております。

○渡辺(嘉)委員 高橋君の死ということは雨森教諭、これだけが突出して起きた事故かどうかという事です。

ここに、同じ岐陽高校の多くのクラスメートの方から私は話を聞いた。昨年、ある違反をした生徒は、ある先生に呼ばれた。そして、平手で七、八回ばんばんたたかれた。そして生徒指導室へ呼ばれた。そこでまた新しい先生から竹のむちで七回以上肩と首をたたかれた。そうして、ちやうど違反して呼ばれたのが四、五人いたらしいもので、四、五人に対して五、六人の先生がかかるがわる入つてきて、竹のむちとこぶしでたたいて輪番をやつた。ある生徒は、先生に声をかけられたが無視したと言われて、生徒指導室に呼ばれて正座をさせられて殴られた。これは一年生のとき、昨年です。十回ぐらい平手で殴られた。頭がぼおつとしてしまつた。雨の日にかければ要らないと思つて持つてこなかつた。そうしたら、先生が傘を持ってきた者は自首せよと言つた。だから、私は傘を持ってきましてと言つたら、竹のむちで頭を二回、背中を一回思い切りたたかれて、背中に傷がつきました。これは昨年の秋のことです。遅刻をした生徒に対しては、出入口を狭めてしまつた。一人しか通れぬようにしておいて、そして入つてくる生徒を一人一人先生が門のところで竹のむちで背中、首をたたいた。雨森先生はことし四月から岐陽高校に担任として来られた。英語の担当だった。四月からだからよくわからないが、手を出さない、殴らないのでいい先生だと思つてた。ある生徒が窓から外を見ていたら、門のところまで先生がある生徒を殴つてた。かばんの中に入つていた本を校庭にばらまいた。生徒は泣く泣くその本を拾つてた。そして、その殴られた跡を教室に来てから首と肩が痛いと言つてた。今申し上げた件はことしの四月。同じくことしの二月の出来事としては、雨が降つてた。教室から外を見てた。そうしたら先生がある生徒を、相変わらずさかばと傘の問題ですが、調べた。そして、その生徒を竹刀で肩を大変な勢いでたたいてた。びっくりした。自転車を押して倒そうとしてた。またその上にたたいた。ここにそのたたかれた生徒の診断書があります。「診療証明書」この生徒は高橋利尚君なんです。「傷病名 左肩部、腰部捻挫」「昭和六十年二月十九日より三月五日まで六回治療す」「こう書いてあるのです。この先生に聞くと、一カ月はかかるんだけれども、この子は六回来ただけで、三月五日からは来なかつた、こう言うのです。

○高石政府委員 事実を明らかにすることは必要であると思ひます。ただ、現在本人が勾留されてゐる、しかも刑事事件として取り扱われてゐるというところから、そういう関係の事実関係の究明というのが急がれてゐると思ひます。したがひまして、県の教育委員会としてそういう事件の全容、概容、そういうものを完全に調査できる状況になれば、その内容の調査を当然していただくつもりでございます。したがひまして、それを受けて、我々としては、今後こういうやうな事件が二度と発生しないように対応していかなければならないと思つております。

○渡辺(嘉)委員 高橋君の死ということは雨森教諭、これだけが突出して起きた事故かどうかという事です。

ここに、同じ岐陽高校の多くのクラスメートの方から私は話を聞いた。昨年、ある違反をした生徒は、ある先生に呼ばれた。そして、平手で七、八回ばんばんたたかれた。そして生徒指導室へ呼ばれた。そこでまた新しい先生から竹のむちで七回以上肩と首をたたかれた。そうして、ちやうど違反して呼ばれたのが四、五人いたらしいもので、四、五人に対して五、六人の先生がかかるがわる入つてきて、竹のむちとこぶしでたたいて輪番をやつた。ある生徒は、先生に声をかけられたが無視したと言われて、生徒指導室に呼ばれて正座をさせられて殴られた。これは一年生のとき、昨年です。十回ぐらい平手で殴られた。頭がぼおつとしてしまつた。雨の日にかければ要らないと思つて持つてこなかつた。そうしたら、先生が傘を持ってきた者は自首せよと言つた。だから、私は傘を持ってきましてと言つたら、竹のむちで頭を二回、背中を一回思い切りたたかれて、背中に傷がつきました。これは昨年の秋のことです。遅刻をした生徒に対しては、出入口を狭めてしまつた。一人しか通れぬようにしておいて、そして入つてくる生徒を一人一人先生が門のところで竹のむちで背中、首をたたいた。雨森先生はことし四月から岐陽高校に担任として来られた。英語の担当だった。四月からだからよくわからないが、手を出さない、殴らないのでいい先生だと思つてた。ある生徒が窓から外を見ていたら、門のところまで先生がある生徒を殴つてた。かばんの中に入つていた本を校庭にばらまいた。生徒は泣く泣くその本を拾つてた。そして、その殴られた跡を教室に来てから首と肩が痛いと言つてた。今申し上げた件はことしの四月。同じくことしの二月の出来事としては、雨が降つてた。教室から外を見てた。そうしたら先生がある生徒を、相変わらずさかばと傘の問題ですが、調べた。そして、その生徒を竹刀で肩を大変な勢いでたたいてた。びっくりした。自転車を押して倒そうとしてた。またその上にたたいた。ここにそのたたかれた生徒の診断書があります。「診療証明書」この生徒は高橋利尚君なんです。「傷病名 左肩部、腰部捻挫」「昭和六十年二月十九日より三月五日まで六回治療す」「こう書いてあるのです。この先生に聞くと、一カ月はかかるんだけれども、この子は六回来ただけで、三月五日からは来なかつた、こう言うのです。

こういう事実を今申し上げたわけですが、これは学校教育法第十一條あるいはまた施行規則十三條によるあの懲戒と体罰禁止を規定した法律があるわけですが、これに対して今申し上げた具体的な事実は、これは体罰なのか、懲戒権の範囲なのか、あるいはまたこれは学校ぐるみで行われているのですが、この点についてどうお考えですか。

○高石政府委員 学校教育法第十一條では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」明らかに体罰は禁止しているわけですが、したがって、その具体的な体罰に当たるかどうかという内容は、個々の事例によって判断をせざるを得ないわけでございます。

今御指摘のありました具体的な内容は、今突然の御質問について、私がその行為が体罰に当たる、当たらないということを、国会の場で私が事実関係を確認しないで申し上げることは非常に軽率になりますので、具体的なお答えはいたしかねますけれども、一般的にやはり暴力行為を伴う体罰は厳に禁止されている行為でございます。

○渡辺(喜)委員 今申し上げましたそういう事実、これに対して、しからば今度はそういうことが行われておるのに校長はどう対応をしたか、教頭はどうしていたか、こゝなんですけれども、生徒指導のそれの先生その他が竹刀、竹の棒でたたき、げんこつで殴る、平手でたたき、これに対して校長は十分な注意をしていない。教頭はたいていいるところは見たけれども、軽い程度だと思つてた。今私が申し上げましたいろいろな先生は、昭和五十五年の四月、五十六年あるいはまた五十七年等からここに赴任しておられる先生方です。そして、この学校のある先生は、ある集会で岐陽の教育現場での体罰の横行について説明をされました。そして、私も体罰をやりました、反省いたしております。しかし、岐陽高校ではこれはそういう風潮の中で日常的になつていた。だから、ここにその生徒の声があるのです。

私は岐陽高校に入学してからずっと不満があります。先生が暴力を振るうからなんです。竹刀で殴られてはいる女の先輩を見たりしました。中略。竹の棒や教科書で頭をたたかれました。そして、先生は暴力でしか生徒を抑えることができないだろうかと思つていました。だから、この事件を知った時、特別驚かなかつた。やっぱりと思つたし、悲しかった。中略。でも私たちは雨森先生を責めるつもりはない。こういう事件が起きたからといって、特に先生にむちやくちやを言うつもりもない。一つだけ言わせてもらえば、暴力は一切やめてほしい。先生は生徒にとって怖い存在であつてほしいけれども、暴力を振るう怖い存在になつてほしくない。これが生徒の声です。今私がそれと申し述べました。

そこで、文部大臣、大臣は法律にも教育にも明るい立派な識見を持った方だと私も日ごろ尊敬をいたしております。私は今ずっと本件を申し上げました。これに当たりまして、今私が申し上げた雨森教諭、そして事件直接のその場にいた藤本教諭、それから学校の中で起きたこれだけの数多くの体罰事件、そして診断書までつたこの事件、そして今生徒の声、あるいはまた現在岐陽高校の現職の先生の話、これらをお聞きになつて、これが学校教育法に言う懲戒権の範囲であると思われませんか。と同時に、この体罰と暴行との関係等について、これは関連をしてくるわけですが、この点について、今局長が唱えた程度のそういうあいまいな答弁でなくて、あるいはまた上滑りなことではなくて、今申し上げたのは私はうそではない、自信を持つて申し上げましたから、事実であつたとするならばどう判断をされますか、御意見と御所見とこれの対応を承りたい。

○松永国務大臣 私は、法律や教育についての深い見識を持つておられるというふうに自負しておりますけれども、微力ながら全力を挙げて自分の課せられた職務を遂行中というところでございます。

そういう立場で先生の御質問に対して誠心誠意お答えするつもりでございますが、学校教育法におきましては、教育上必要があるときは、児童生徒に対して懲戒を加えることができる、こうされておるわけでありまして、その懲戒には二つの種類があると思つております。一つは通常、注意したりしつたりする、そういった日常の教育活動の一環として行われる懲戒と、それからまた処分としての懲戒があるわけでありまして、いずれの場合でも体罰を加えることは禁止されておるといふふうに私は理解をいたしております。

なぜそうなのかといへば、体罰も一種の暴力でありまして、暴力を振るうということは教師と生徒との間の信頼関係が損なわれる。どうしても感情的になつたりいたしまして、そうすると生徒の側も反抗心を持つ。そこには教師と生徒との間のあるべき信頼関係というものは破壊され、なくなつてしまふわけでありまして、そこで、いわゆる体罰を加えることは禁止されておるといふふうに思ふわけでありまして、

そういうことで、従来から文部省としては体罰の根絶について指導通知を出すなどいたしまして指導いたし、体罰の根絶のための努力をしてきたところでございます。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

なお、岐陽高校の事件でございますけれども、先ほど先生から詳細な話がありました。私も、私の方で把握している範囲におきましては、まず、亡くなられた高橋君が学校で決められた事項について違反をいたしました。ヘアドライヤーなるものを使つておるといふことが発見されたので、そこで注意をした。そのときの注意の仕方につきましても、平手でたたいたといふことがあるようでありまして、これは体罰に該当しはせぬか、こう思ふわけでありまして、あつてはならぬことではありますけれども、普通ならばそこで終わらぬんです。ところが、本件の場合は、その後雨森教

諭がけ飛ばしたりなどしたといふことがあるわけでありまして、それが死に対する直接の原因になつた。すなわち死に対する相当因果関係のある暴力行為がそこにあつたといふことで、警察の方では雨森教諭を逮捕し、検察庁の方でも調べまして、そして送検され起訴されたといふ事実関係のようでありまして、それを超える詳細な分野につきましては、これは直接の行為者である雨森さんは勾留されておるといふ状況でありますから、そこで詳細なことは正確には調べることによらない状況なんでありまして、その方面の捜査書類等さらにはまた裁判の経過等も見まして初めて本当の意味の真相がわかるわけでありまして、現在のところ、さういふわけで、雨森教諭の暴力行為によつてお気の毒に高橋君が死亡したといふ関係なんでありまして、こういったことは絶対あつてはならぬことだといふふうに思ひます。

私は、決して体罰を加えた教諭その他につきましては、決して大目に見るような気持ちは全くございませんが、しかし、その背景にはやはり日ごろからその学校が荒れているのじやなからうかといふ推測をいたします。何も急にその場に限つて、雨森氏も別に普通の人間でありまして、いろいろな荒れているような状況、そういう特殊な状況が背景としてあつて、それからこれほどのことになつたのじやなからうかといふふうに推測するわけでありまして、そこらの背後関係も、これまたやはり事が刑事事件として裁判にかかつておるわけでありまして、そういったことの経過を見ながらでなければ正確なことは評価できませんが、問題はやはり、学校といふものが荒れておるところからいろいろな不祥事件が起こる、学校の荒れている状態、これを速やかに解決をして、そして正常な教育活動、正常な教育活動は常に教師と生徒との間の信頼関係、それが前提になければならぬわけでありまして、そういう状況がなくなり出されること、これが基本的には大事なことです。もちろん、繰り返しますけれども、体罰は許されてはならぬ。したがって、体罰の根絶に向けて私も

は努力をしていく所存でございます。

○渡辺(嘉)委員 真摯な御答弁をいただいたのですが、重大な誤りがあるというのを申し上げたい。なぜかという、私は何回も言うように、もつと真実を文部省調べなければいかぬですよというのはいくらなんでも。

荒れていた学校かどうかということなんです。ここにまた、ほかの生徒の作文があります。「詳しいことを知りたくないクセに」マスコミの方、気を悪うせんと、「新聞がヒドク書き、ウソが書いてあったし、」岐陽の生徒は能力が低い」とか書かれた時はキャッシュとも思った。」と生徒は作文に書いたのです。

私はこれを読むつもりはなかったのですけれども、大臣、荒れておるのじゃないのですよ。ここは普通の正常な高校なんです。私のすぐそばなんです。私がよく知っておるのです。これらの人々は私の近所の人ばかりなんです。この学校へ行ったおる生徒、父兄も荒れていない。しかるにこのような暴行が平然と行われておる。だから、事実を調べなさいと言ったのです。そして、もつときちとした真実をつかまえておらぬから今のようになこういう御答弁が出る。

この際、ちよつと法務省に聞いておきますが、時間がありませんで後でまた答弁いただきますが、懲戒権と体罰、体罰と暴行、暴行と傷害との関係ですが、有形力の行使でも体罰までに至らない範囲内として東京高裁の判決が出ました。しかし、東京高裁のこの判決の場合でも、「教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認める」と前提しながら「学校教育法の禁止する体罰とは要するに、懲戒権の行使として相当と認められる範囲を越えて有形力を行使して生徒の身体を侵害し、あるいは生徒に対して肉体的苦痛を与えることをいふものと解すべきであって、有形力の内容程度が体罰の範ちゅうに入るまでに至った場合、それが法的に許されないことはいふまでもない」として、「その有形力の行使にあつては

さらに個人的感情に走らないようその抑制に配慮を巡らし、かつ、その行動の態様自体も教育的活動としての節度を失わず、また、行為の程度もいわば身体的説諭・訓戒・叱責として、口頭によるそれと同一視してよい程度の軽微な身体的侵害にとどまっているもの」であること、こう述べておるのです。こういうようにありますが、法務省はどうです、その見解について、異存ありませんか。

○米澤説明員 お答えいたします。

先生が今御指摘の判例がございすことは、私も承知しておるところでございます。その中で、今先生おっしゃいましたように、有形力の行使すべてが体罰に当たるとは言いませんで、いろいろな角度から見まして、懲戒権の行使を越えたものである、そういうものであれば、それは刑法の犯罪を成立させるような体罰だという趣旨の判例が出ております。ただ、具体的な事例におきまして、どういった不法な有形力の行使が体罰つまり刑法上の罪を成立させるような暴行とか傷害に当たるかどうかにつきましては、先生御承知のように、その行われた時点における雰囲気とか、あるいは事象の起こり方あるいは動機、それから有形力の行使の程度、内容等加味しめんと、判断がつかまざるもので、ちよつと抽象的にはいけばどうかというところは、ちよつと抽象的にはお答えいたしかねるというのが実情でございます。

○渡辺(嘉)委員 もう一つ聞きますが、傷害致死について、戸塚ヨットスクールのこの判決を讀んでみますると、傷害による致死は、「暴行罪の結果の加重犯であるから、共謀は、暴行について存すれば足り、傷害及び致死の結果については共謀があることを必要としない」、これは当然のことなのですが、これについて、今度は雨森教諭だけ起訴しておられる。いろいろ全体的な背景から考えますと、もう一人の藤木教諭が不起訴処分になつておる。私はこれをどうとかこうとか言わないです。言うのじゃないのですが、この全

体的な流れの中から、雨森教諭だけが突出しておるといふような印象を与えるような危険があるの、これによって、この点については、どうお考えになりますか。

○米澤説明員 お答えいたします。

先生御承知のように、捜査密行の原則とか、いろいろ刑事法上の縛りがございすので、具体的に不起訴になられたもう一人の先生について、どういふ事情から不起訴になったか、雨森教諭との関係がどうかあるかということ、ちよつと私ども

具体的にはお答えできませんけれども、一般論といたしましては、検察当局におきまして、そういう事情、要するに比較考量ということをしてあのような処分をしたと考えております。つまり、不起訴処分をしたというところでございす。

○渡辺(嘉)委員 重ねて文部大臣に聞きますが、高橋利尚君は、他の生徒が持ってきたドライヤーを使つていただけで死のせつかんを受けるといふことまでいっちゃつたのです。もちろん予想しない出来事なんです。これは今るる申し上げましたように、体罰を容認する作風がこの学校の中に、そしてこの岐陽高校の先生の証言によりまして、私の前任校、二つの名前を挙げられました、前任校でもこれと同じようございす、岐陽高校だけ突出した体罰ではありませんと、はつきり校におつしやつた。そうすると、これはかなりの

こういう体罰の作風があるということをご否定するわけにいかないのであります。父母の方々に聞いてみますると、前の校長は自分からやつたらしき込まれていく。そして二言目には、子供になめられるなど、新しく赴任する先生にそういう注意があつた。

こういうことから考えますると、今私が申し上げました事実について、大臣は、荒れていたからじゃないか。そうじゃないのです。絶対にそうじゃないといふことと、それから、真実の把握が誤つておるから、今のように、荒れておつたで多しはやむを得ない、突出したのじゃないか、こう

いうようなことに私は今承つたのですが、そうではないといふことを申し上げ、どうかひとつ文部省も実態をきちつと調査いただきたい。そして、大臣もこれに対して的確に対処していただきたい。これの答弁をいただくとともに、いま一つ文教委員長にお願いをいたしますが、文教委員会として、この実態から、文教委員会の現地調査をぜひお願いを申し上げます。

以上の二点について、最後の質問をいたします。

○松永国務大臣 私といたしましては、この事件につきましては、的確な事実関係の把握に努めてまいりたい、こういうふうな考えておりますが、御承知のとおり、私どもは、地教行法の規定に基づきまして行政を行つていく立場でありますので、その法律の規定並びに精神に従ひまして的確な事実関係の把握に努めてまいりたい、こう考えているわけでありませう。

なお、事柄が起訴されておる事件なのでありますので、一番肝心の雨森さんは勾留されておるといふ状況でありますから、真実の把握につきましては、この審理の経過を見ない、今先生が御指摘のような微に入り細をうがった事実関係というものは、現在のところつかみにくい点があるわけでありませう。事の真相をきわめるといふことはなかなか大変なことなものであります。私も、余り長い経験はございせんけれども、そういうことに関与したことがある人間として申し上げますと、やはり事柄が裁判にかかつて申し上げますと、そこで詳細は最も明らかになるというふうに思ふわけでありまして、その経過を見ながら、地教行法の規定に基づきまして真相の把握に努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、私が、荒れていたのじゃないかという推測を申し上げましたのは、決して体罰を加えた人を擁護するような気持ちはさらさらありませんけれども、常識的に言つて、学校の先生ですから、その人が急にこれほどのことをなされたのだらう、こう考える場合に、何か背景があるのじや

なからうかという推測が一般的にはされるわけな
んであります。そのことを申し上げたわけであ
ります。平地に波乱は起こらぬという一般的な論
理から言えはそうなるというのを申し上げたわ
けであります。事実と違ふならば、その点は訂
正したいと思ひます。

いずれにせよ、通常といふまいか、これほど
の暴行行為が加えられた事例といふのは、私は生
まれて初めて知つたわけなのであります。極め
て遺憾な事件であるというふうに思つておられ
ます。

○阿部委員長 委員長より申し上げます。

ただいま渡辺委員からの申し入れがありました
文教委員会としての現地調査につきましては、極
めて重要な事項でございますので、理事会に諮り
まして、前向きに検討させていただきます。

○渡辺委員 時間が超過しておりますし、あ
とまだ二、三点ありますけれども、同僚の山下
議員が質問してくれましたので、私は以上で終わ
ります。どうかひとつ、大臣もおっしゃったよ
うに、生まれて初めての事件だとおっしゃった
が、私も公教育のこういう場でこういうこと
で生徒が死んだというようなことは初めてでござ
いますので、ぜひひとつ前向きにお取り計らいを
いただきたいと思います。

以上で終わります。

○阿部委員長 山下八洲夫君。

○山下(八)委員 時間がありませんから、冒頭、
大臣に、答弁はなるべく簡潔にお願いしたいとい
うことを要望しておきたいと思ひます。

まず最初に、私は、大臣は法律と教育の専門家
だ、そのように深く敬意を表しているわけであ
る。そういう中で、まず一言簡潔にお答えいただ
きたいと思ひますが、大臣に就任なさってから教
育現場を幾つ視察されたのか、また、高等学校を
視察されたことがあるのか、その辺についてまず
御答弁いただきたいと思ひます。

○松永国務大臣 高等学校を視察したこともござ
います。

○山下(八)委員 それでは、そういう意味ではま
ず専門家としてお尋ねしていきたいと思ひま
す。その前に文部省の方、簡潔に質問いたしま
すので簡潔に答えていただきたいと思ひます。

私は、五月三十一日の地方行政委員会で一時間
二十分ぐらいやらせていただきましたので、今の
岐陽高校あるいは中津商業の問題に深くは入りま
せんけれども、そのことにつきましては大臣を含
めて、会議録ができましたらまた一度ぜひ熟議を
お願いしたいと思ひます。

そういう中で、文部省から五月二十八日と六月
十一日にこの両方の事件についての報告書を読
みました。そのうちの岐陽高校につきまして今
触れられましたので、中津商の問題で一言簡潔に
触れてみたいと思ひます。

この竹内恵美さん自身も、とうとう両親が訴訟
を起こし、教育がこういう形で裁判になつてい
く、私は本当に悲しいと思ひます。こういうこ
とはあつてはならないと思ひますが、それ以前
に、この自殺についての報告書が、私が読んだ限
りではどちらも四月九日県教委がいろいろと事情を
調査されている。そして五月二十八日にいた
たのについて見ますと、「二時間にわたり学習
面、生活面、精神面についての指導を受けた。」と
して、事情聴取によれば、過去には竹内恵美さん
に対する体罰は一件あつた。「昭和五十九年十一
月の修学旅行中練習に遅れた事で蹴ったというも
のである。」これが五月二十八日文部省からいた
だいた報告書です。六月十一日にいただいたのにつ
きましては、「午前六時から午後六時まではけ
と指導を与え、午後六時から帰宅させた。」こ
うなっているわけですね。そして中を讀んでいきま
すと、「昨年の秋ごろ正座させて足蹴りをしたこ
とを認めた。」

そうしますと、最初のは修学旅行で今度は秋ご
ろで、かなり暴力が頻繁に行われているわけ
です。その辺につきまして、この間の同じ日の事情
聴取の報告書がなぜこれだけ違うのか、まず文部
省の御答弁をいただきたいと思ひます。

○高石政府委員 先ほども申し上げましたよう

に、県の教育委員会としては随時文部省にその段
階において掌握している内容を報告してもらつて
いるわけでございます。したがって、今お読
みいただいたのが最終のものとして現在文部省に
報告されている内容でございます。したがって
て、どういふいきさつでそこがどう変わったか
という点については、その後の状況を把握した結
果、現時点で今お読みいただいたのが最終の内容
として県教育委員会は判断しているというふう
に思つております。

○山下(八)委員 この報告書を読まして文部省
としては何ら疑問を感じなかったのですか。同じ
日付のものでこれだけ内容が変わつてきた。先
ほどの岐陽高校の件につきましては、勾留中だか
まだ結論は出ない、これはそれでわかりますよ。
これは勾留されていないのですから、疑問を感じ
ないのかどうか、もう一度御答弁いただきたい
と思ひます。

○高石政府委員 県の公文書でいただくわけでは
なくして、担当課の担当課長のところまでとめた
ものでございまして、しかも緊急にこちらに提出
してくるわけでございます。したがって、前
の文書と後の文書と、いろいろ事件の掌握につ
いての調査をしていろいろな内容についての的確な
把握ということは今努めている段階でございま
すので、これが現時点での新しいものでございま
すけれども、最終的にまとめるのは、もう少し具
体的な事実関係、そういうものが明らかにされた報
告が来るであらうと思つております。

○山下(八)委員 先ほど渡辺委員が冒頭質問に入
りましたときに、かなり詳しく竹内恵美さんの事
件について御答弁をなされておりましたね。そう
いう中で三月二十二日、自殺をされた前日です。こ
の日ににつきまして体罰はなかったという御答弁を
されたのです。私もここで聞いておりました。体罰
はなかったという御答弁があつたのですよ。

そういう中で、私は文部省からいただいたこの
報告書から、一つは、二種類の体罰が読み取れる
わけですね。同時に、この報告書からいいますと、

まず最初いただいたのは、「二時間にわたり学習
面、生活面、精神面についての指導を受けた。」と
なっているわけですね。六月十一日にいただいた
のは、「午前六時から午後六時にわたつてはけ
と指導を与え、午後六時から帰宅させた。」とい
うので、最初の方は二時間、そして後の六時まで
です。これは四、五時間あるんじゃないですか。
それだけでも随分違いますし、それから、先ほど
言いました体罰についても、五月二十八日の場合
は修学旅行中、もう一つのはそうではなくて秋に
やつた、こうなつておられるのです。

だから、私は、冒頭渡辺委員が質問された
とき、体罰なしとおっしゃっているから、まず
これに疑問を感じたのです。体罰はあつたんじ
やないですか。だから、文部省、私はせんだつて
の地方行政委員会でも疑問を感じたわけですね。私
たが委員が資料を要求しますと、報告されたものを
文部省自身が改ざんをしているのではないか、私
はこのような疑いを持っているんです。もう一度
答弁いただきたいと思ひます。

○高石政府委員 文部省は事実関係を明らかに
しなければならぬ立場でございますし、文部省が改
ざんをするなんてとんでもない話でございます。
県教育委員会がその段階で報告している内容につ
いての差がある、それはまだ事件の内容を的確に
掌握している作業の段階であるからいろいろなそ
の経過で違いもございましょうということを重ね
て申し上げておるわけでございます。

○山下(八)委員 それこそ、時間がありません
から余りくどく追及しませんが、渡辺委員への冒頭
の答弁では、三月二十二日を含めて過去に体罰は
なかったと答弁をなさつたのです。ですから、私
はあえてこの問題について今強く追及をしてい
るわけなんです。これは岐阜県の県教委からいた
だいた資料です。文部省は県教委からいただいた
資料です。文部省は県教委からいただいた資料
でこれだけの疑問を感じているのです。ですから
私は言っているんです。

まず最初いただいたのは、「二時間にわたり学習
面、生活面、精神面についての指導を受けた。」と
なっているわけですね。六月十一日にいただいた
のは、「午前六時から午後六時にわたつてはけ
と指導を与え、午後六時から帰宅させた。」とい
うので、最初の方は二時間、そして後の六時まで
です。これは四、五時間あるんじゃないですか。
それだけでも随分違いますし、それから、先ほど
言いました体罰についても、五月二十八日の場合
は修学旅行中、もう一つのはそうではなくて秋に
やつた、こうなつておられるのです。

だから、私は、冒頭渡辺委員が質問された
とき、体罰なしとおっしゃっているから、まず
これに疑問を感じたのです。体罰はあつたんじ
やないですか。だから、文部省、私はせんだつて
の地方行政委員会でも疑問を感じたわけですね。私
たが委員が資料を要求しますと、報告されたものを
文部省自身が改ざんをしているのではないか、私
はこのような疑いを持っているんです。もう一度
答弁いただきたいと思ひます。

○高石政府委員 文部省は事実関係を明らかに
しなければならぬ立場でございますし、文部省が改
ざんをするなんてとんでもない話でございます。
県教育委員会がその段階で報告している内容につ
いての差がある、それはまだ事件の内容を的確に
掌握している作業の段階であるからいろいろなそ
の経過で違いもございましょうということを重ね
て申し上げておるわけでございます。

○山下(八)委員 それこそ、時間がありません
から余りくどく追及しませんが、渡辺委員への冒頭
の答弁では、三月二十二日を含めて過去に体罰は
なかったと答弁をなさつたのです。ですから、私
はあえてこの問題について今強く追及をしてい
るわけなんです。これは岐阜県の県教委からいた
だいた資料です。文部省は県教委からいただいた
資料です。文部省は県教委からいただいた資料
でこれだけの疑問を感じているのです。ですから
私は言っているんです。

まず最初いただいたのは、「二時間にわたり学習
面、生活面、精神面についての指導を受けた。」と
なっているわけですね。六月十一日にいただいた
のは、「午前六時から午後六時にわたつてはけ
と指導を与え、午後六時から帰宅させた。」とい
うので、最初の方は二時間、そして後の六時まで
です。これは四、五時間あるんじゃないですか。
それだけでも随分違いますし、それから、先ほど
言いました体罰についても、五月二十八日の場合
は修学旅行中、もう一つのはそうではなくて秋に
やつた、こうなつておられるのです。

次へ移りたいのですが、もう一度、一言簡潔に言ってください。

○高石政府委員 文部省は県の教育委員会からいただいた資料をそのまま先生にお渡ししております。

○山下(八)委員 それでは、もうこれ以上進みませんので、次へ移っていきなさいと思います。

先ほど暴力とか体罰とかあるはしごきとか指導とか、いろいろな面で議論があったわけですが、私は、体罰というのは殴る、ける、立たせる、あるいは正座、あるいは教室の外へ出す、すべて体罰だと思ふわけです。また、スポーツ選手であれば部活で特別に特訓される。相手側が自分の腹に落ちなければ、グラウンド余分に走らされて、なぜ走らされたか本人自身がしっかりと理解を示せば体罰にならないかも知れないけれども、そうでなければ体罰にも変わっていく。

それから、ちょっと古い話ですが、昭和二十三年十二月二十二日の「児童懲戒権の限界について」というので、法務庁法務調査意見長官回答では、空腹感を与えてもこれは体罰である、そこまでは体罰が明確にされているわけです。その上に立って学校教育法十一条が定められている、そのように私は理解をしているわけです。

ですから、この岐陽、中津商、両事件とも大変な体罰である。体罰をなすのか。これを日本じゅうの教育現場から一掃しないといけない、そのことが求められているのではないかと、私はそのように思ふわけです。その体罰を教職員みずからの手で一掃できずにいるところに、私は今つらい問題があると思ふます。同時に、中津商業の部の顧問の場合も、あるいは岐陽高の担任教師の場合も、あるいは優秀な選手を育てるためとか、あるいは学校の規則を守るためとか、いろいろな理由で体罰あるいは暴力が生徒に加えられている、私はそのように思っています。ですから、体罰あるいは暴力を、生徒の生活あるいは規律を守らせて、非行を防止させ、学力の向上のためとか、あるいはクラブ活動の成績を上げるための教

育の方法や手段として考えているのではないかと。例えば、先ほども触れましたけれども、教室の前に立たすとか正座させるくらいはいいのではないかと、そのように理解していくのではないかと思ふわけですね。だから、体罰、暴力を程度の問題として考え、生徒の体に害を加える場所や回数など、体罰、暴力の加え方を慎重にすればいいのではないかとこの考えが出てくるのではないかと思ふわけですね。

さらに、体罰、暴力を使用しない教師は、あるいは教育に熱心でないとか、また、体罰や暴力を使用する教師は熱心な教師とか、誤った考え方があるのではないかと。体罰、暴力は、それを受ける生徒の立場から見れば肉体的苦痛やあるいは恐怖を与えられ、理性を麻痺させられ、あるいは辱めを与えられ、自尊心を大傷つけられるわけですね。だから、私は、体罰、暴力が教育基本法第一条の目指す教育の目的とは全く反対の結果を生み出している。今回の中津商高あるいは岐陽高の事件はこれを証明したにすぎないと私は思ふわけですね。

体罰、暴力は、教育ではなくて、今行われているこの画一管理主義の教育の強化がこのようになるとなっている。だから、私は、管理教育をやめさせなければならぬというふうに思ふわけですね。

私は、体罰の原因です。まず学校の荒廃が出てくると理解をしています。体罰をしないで生徒を本当に指導できるのか、生徒たちの荒れを抑えることができるのか。本音の部分では父母も先生も、それは不安があったり迷いがあったりするかも知れません。だが、体罰自体が学校の荒廃を生んでいる、私はそのように考えています。生徒たちが授業についていけないとしたら、生徒たちがわかるような授業を工夫すればいいわけですね。また、スポーツであろうとほかの部活であろうと、なかなかついていけないければ、ついていけないように、その指導部長がやはり努力をしていく、これが本場の教育だろーと思ふます。こうし

た教育的力量を高めることを怠っている教師自身は、私は、逆に言いますと体罰へ走る傾向もあるのではないかと。だから、力で押さえて表面上は変わっても、生徒の心を変えることはできないと思ふわけですね。この当たり前のことを今みんなが知恵を出し合って正していくときに来ているのではないかと。それは、家庭にも三分の一は責任がある。三分の一は学校にも責任がある。三分の一は社会にも責任がある。この社会はだれがつくったか。その後ろを大きく包んでいる政治にもっと大きな責任があると私は思ふわけですね。

ですから、今のこのようなことを解決するためには、先ほど佐藤委員も質問の中でありました輪切り、偏差値の問題、その中におきます学区制の問題、これも、あるいは中学区制と大学区制で、本当に偏差値で学校自身をランクづけをしていく。だから必ずしも出てくる。そういういろいろなものがあると思ふわけですね。ですから、今こそ小学区制に持っていく、そうしてみんなが一生懸命努力をして、開かれた学校教育をしないといけないと思ふわけですね。文部省から縦糸で管理主義できっちり押さえ込むのではなくて、もっと民主的にしていく、そういう方向でぜひ取り組んで、私の質問を終わりたいと思ふます。

○松永国務大臣 私は、現在の学校教育の場における一番大きな問題は、秩序が乱れておるといふ点があるかと思ふます。教育の現場は、規律があつて初めて教育の現場らしい秩序が保たれ、そういう状況下で本場の教育が始まるというふうに私は思ふます。

そうした規律のある、秩序のある教育現場を確保するためには、やはり先ほど先生もおっしゃいました、三分の一と言いましたけれども、三分の一であるか二分の一であるか、そのパーセンテージは別といたしまして、やはり子供を幼いときから、守るべきルールあるいは規律、こういったものを発達段階にに応じながらそれぞれの家庭で教え込み、しつけをしていくということが、発達段階

からいえます。大事なことでと思ふます。

そうして、また、学校におきましてもきちんとしたルールがあるわけでありまして、授業時間が始まって先生が来れば、私語はやめて、そして先生の話をききと聞く、これはもうみんなが守つていかなければならぬわけでありまして、そういう状態が乱れることから教育の荒廃が始まるというふうには私は思ふわけでありまして、教育の現場はあくまでも教育の現場らしい秩序が保たれ、そしてふさわしい状況をつくり出していくということが大事なことでというふうに思ふます。

○山下(八)委員 先ほど渡辺委員からも要請がございましたが、私も重ねて委員長に、ぜひ文教委員会におきまして現地をしつかりと調査していただきますことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○阿部委員長 次回は、来る十四日午前九時五十分理事會、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

日本体育・学校健康センター法案

日本体育・学校健康センター法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条―第十九条)

第四章 業務(第二十―第二十七条)

第五章 財務及び会計(第二十八―第三十八条)

第六章 監督及び国の補助(第三十九―第四十二条)

第七章 雑則(第四十三―第四十九条)

第八章 罰則(第五十―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効果的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実に資する行為、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

(事務所)

第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加することができる。

4 政府は、第二項の規定によりセンターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 センターでない者は、日本体育・学校健康センターという名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 センターに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事（非常勤の理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十五条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事がセンターを代表する。

(職員の任命)

第十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 センターに、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、三十五人以内の委員で組織

する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、センターの業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、センターの業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、センターの業務の運営に関係を有する者及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。

二 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。）の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の管理下における児童又は生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

三 学校給食用物資（学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校に

おける学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十八号）第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 体育、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この号において同じ。及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 センターは、前項第二号の業務のほか、高等学校（特殊教育諸学校の高等部を含む）、高等専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む）の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 センターは、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。
4 センターは、第三項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

（義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約）
第二十一条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校（第四十三条及び第四十四条を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童

又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。
2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。
3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。
4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。
（共済掛金）
第二十二條 第二十条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。
2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。
3 センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。
4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。
5 センターは、学校の設置者が第三項の規定に

よる共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。
（学校給食用物資の売渡価格）
第二十三條 センターは、第二十条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。
（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）
第二十四條 センターが第四十二條第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十二條第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。
2 センターは、第四十二條第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。
（学校給食用物資の供給に関する制限等）
第二十五條 センターは、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 センターがその供給に要する経費につき第四十二條第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買入れ、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外

の用途に供する目的で譲り渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。
（高等学校等の災害共済給付）
第二十六條 第二十条第二項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二條第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替へるものとする。
（業務方法書）
第二十七條 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。
第五章 財務及び会計
（事業年度）
第二十八條 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（事業計画等の認可）
第二十九條 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（決算）
第三十條 センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）
第三十一條 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第一類第六号 文教委員会議録第十七号 昭和六十年六月十二日

一七

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十二条 センターは、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 センターは、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十九条 センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第四十一条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものについて、第二十三条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対して、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に關し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に關し、文部大臣に對して、第三十九条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十二条 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに對して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十二條第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合において、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに對して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護

者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第四十三条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十四条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律(以下この条において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十七条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十八条 センターの解散については、別に法

律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十九条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十條第三項、第二十七條第一項、第二十九條、第三十四條第一項、第二項ただし書若しくは第四項又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七條第二項、第三十六條又は第三十八條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十一條第一項又は第三十七條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第五十條 第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附 則

第五十二條 第六條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第十三條から第二十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二條 文部大臣は、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員会を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

第六條 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時に於いて解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時

までに政府から国立競技場に対して出資された額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七條 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び日本学校健康会が日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六條第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定により解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限る。)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九條 センターの最初の事業年度は、第二十八

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和六十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十條 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(センターに対する便宜の供与)

第十一條 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所屬の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十二條 センターは、当分の間、第二十條に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九條に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四條に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一條及び第二十二條の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十四條第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二條第一項に規定する児童」とする。

(国立競技場法等の廃止)

第十三條 次の法律は、廃止する。

一 国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)

二 日本学校健康会法

(国立競技場法等の廃止に伴う経過措置)

第十四條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の国立競技場法（第十条及び第十七条を除く。）又は日本学校健康会法（第九条及び第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正）

（法人税法の一部改正）

第十八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

日本体育・学校健康センター

別表第二第一号の表日本学校健康会の項を削る。

（印紙税法の一部改正）

第十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

日本体育・学校健康センター

（登録免許税法の一部改正）

第二十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

日本体育・学校健康センター

（地方税法の一部改正）

第二十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立競技場」を「日本体育・学校健康センター」に改める。

昭和六十年六月十九日印刷

昭和六十年六月二十日発行

（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）」を「日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第 号）」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十七条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第 号）

別表第一第一号の表中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第 号）

号）の一部を次のように改正する。

別表第二中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第 号）

別表第二中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第 号）

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校健康会」を削る。

第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法（昭和六十年

法律第 号）第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第三百四十八条第二項第十七号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 昭和六十年一月一日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産に對して課する固定資産税又は都市計画税については、昭和六十年分までの固定資産税又は都市計画税に限り、なお従前の例による。

2 昭和六十年一月一日までに取得された旧地方税法第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地（同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。）に對して課する特別土地保有税については、昭和六十年分までの土地に對して課する特別土地保有税に限り、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前にされた旧地方税法第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地（同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。）の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場及び日本学校健康会を解散し、日本体育・学校健康センターを設立し、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育

施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F